

多様な性に関する職員ハンドブック

2022（令和4）年10月

黒潮町

はじめに

黒潮町では、2014年（平成26）年9月に「黒潮町人権尊重のまちづくり条例」を制定し、2020（令和2）年9月の改正を経て新たに取り組むべき人権課題として「性的指向・性自認」が追加され、自治体として課題の解消に向けて取り組む姿勢を明らかにしました。

昨今、性的マイノリティに対する理解は、一定の進展を見せていますが、社会においては依然として差別や偏見が存在しています。

また、性別についての違和感は就学前の段階から始まることがあるので、保育所や学校などでも性の多様性に配慮した教育や配慮が求められています。

このような状況を踏まえて、黒潮町は性的マイノリティの人権問題について、他の人権課題と同様に積極的に取り組むとともに、多様性が認められる社会の実現を目指すことを目的に黒潮町パートナーシップ宣誓制度を導入し、誰もが安心して暮らすことのできるまちを目指します。

この制度は、一方又は双方が性的マイノリティであるカップルが、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、協力し合うことを約束した関係であることを町長に対して宣誓し、町長が二人の関係を証明するものです。

なお、この制度には法的な拘束力はないため、婚姻制度と異なり二人の関係を法的に保護するものではありませんが、当事者の方が安心して暮らしていくことのできる町を目指し、自治体として当事者の方を応援していくための制度です。

また、制度を導入するとともに、性の多様性に関する理解が広がるよう周知啓発にも取り組み、差別や偏見の解消に向けて取り組みを進めていきます。

性を構成する要素

「性別」には生物学的な性「からだの性」と、自分が認識している性「こころの性」があります。性のあり方は、セクシュアリティとも言われ、主に4つの要素で成り立っています。

また、「からだの性」と「こころの性」は必ずしも一致せず、さまざまな性のあり方が存在します。

○性の4要素

- 身体の性（Sex）生物学的なオス・メスをいう。性器形状の違いなど、身体的な特徴によって、ある程度客観的に判断される。
- 性的指向（Sexual Orientation）好きになる相手、性的関心がどのような性別に向いているか。
- 性自認（Gender Identity）自分の性別をどのように認識しているか。
- 性表現（Gender Expression）服装や立ち振る舞い等、性自認に関わらず、外部に向けて表現する性。

○LGBT

LGBTとは、性的マイノリティの頭文字をとった総称を指します。

L レズビアン（性自認が女性で、恋愛・性愛対象も女性）

G ゲイ（性自認が男性で、恋愛・性愛対象も男性）

B バイセクシャル（恋愛・性愛対象が男性・女性両方に向く人）

T トランスジェンダー（身体・戸籍の性とは別の性として生きたいと望む人）

} 性的指向

} 性自認

○SOGI

SOGIとは、性的指向（Sexual Orientation）及び性自認（Gender Identity）の頭文字をとった総称で、全ての人のセクシュアリティ（性のあり方に関わる、LGBTより広い概念です）。

パートナーシップ宣誓制度とは

パートナーシップ宣誓制度とは、一方または双方が性的マイノリティであるカップルが、お互いを人生のパートナーとして、協力しあいながら継続的な共同生活を送ることを約束し、その関係（パートナーシップ）にあることを町長に対して宣誓し、町長が宣誓証明書及び宣誓証明カードを交付するものです。

カミングアウト（公言）とアウトティング（暴露）

自分のセクシュアリティを人に話すことを「カミングアウト」と言います。

「カミングアウト」するかどうかは個人の自由であり、他人に強制されるものではありません。当事者のセクシュアリティは、個人情報保護の観点より何より尊重されることが求められます。

また、ある人のセクシュアリティについて、本人の承諾がないまま、第三者に暴露する行為を「アウトティング」と言います。

個人的にカミングアウトされたとしても、当事者がそのことを公言しているとはかぎりません。本人の了承なく第三者に話すことは「アウトティング」となるため、必ず当事者の意思を確認しなければなりません。

○某大学の男子学生がアウトティング後に自殺

平成27年4月に、男子学生Aさんが、同じクラスの男子学生Bさんに、好意を抱いていることをLINEを介して打ち明けた。その後、BさんはAさんの同意を得ず、Aさんが同性愛者であるということを、複数の同級生が参加するLINEグループで暴露した。

その後、Aさんは心身のバランスを崩し、心療内科を受診した。Aさんは大学にも相談していたが、同年8月、大学構内の建物から転落し、死亡した。

パートナーシップ宣誓制度が利用できるサービス

○黒潮町営住宅の入居

○携帯電話会社の家族割

○航空会社のマイレージ共有

○金融機関の住宅ローン

○生命保険の死亡保険金の受取人

○自動車保険における補償範囲の拡充

○クレジットカード会社の家族カード発行

※サービスの一例です。会社によっては対応していないサービスもあります。

町民の方等への対応

公務に従事するに当たって、性的指向や性自認に関して必要な配慮は、人権尊重の観点からも求められるものです。世界中の人々が、一人ひとり異なっているように、性的指向・性自認の思いの強さや受容の程度は人それぞれであり、対応方法は必ずしも1つではないことから、町民の方等の対応を行う際には、相手の要望をよく聞いて受け止め、可能な範囲で配慮・対応することが大切になります。なお、性的指向や性自認に関わらず全ての人に人権を尊重した対応が求められます。

◇窓口や電話での対応など

(1) 本人確認

本人確認を行う場合に、運転免許証や保険証などの提示を受けた際、提示された書類の記載(写真・性別・氏名等)と本人の外見等の性別が一致しないからと、必要以上に見比べたり、聞き直したりすることは避けましょう。

対応の際に留意する事項

※職員一人ひとりの行動・発言が「黒潮町役場」としての対応になることを忘れてはいけません。

- ・性的指向や性自認は多様であることを理解しましょう。
- ・固定観念や先入観、偏見を持たないようにしましょう。

(例)・パートナーは異性だと決めつけない。

(同性カップルが子育てをしている場合もあります。)

・DVは同性カップルの間でも起こる。

- ・性別や関係性を決めつけるような表現はできるだけ避けましょう。

(例)・夫・妻、旦那様・奥様 ➡ 配偶者、パートナー、お連れ合い

・お父さん、お母さん ➡ 保護者の方、ご家族の方

(相手と同じ言い方をすると良いでしょう。)

<対応例>

- ・性別や氏名がまわりに分からないように配慮し、「こちらでよろしいですか」「この書類でよろしいですか」など、指差し等で行います。
- ・性別の確認に固執せず、生年月日、住所等、他の方法で確認します。

(2) 呼び出し

窓口で呼び出す場合、番号等で対応することが望ましいですが、住民の方の近くまで行き、お声掛けするのも良いと思います。やむを得ず氏名を呼ぶ場合には、姓だけでお呼びするなど周囲に性別が判明しないよう配慮します。多くある姓の場合には、住民の方にフルネームで呼ぶことにあらかじめ了承を取ることや、どのように呼ぶか尋ねておくことなどの工夫をするのも良いでしょう。

(3) 電話

電話対応の際は、性別が相手の周りの方々に判明しないよう配慮します。

コミュニケーションをとるために「～をお聞きしてよろしいですか」、「答えにくいことは答えられる範囲で構いません」等の言葉を用い、相手の意向を確認しながら会話を進めていきます。

また、声質で相手の性別を決めつけないようにしましょう。

(4) 面談場所

住民対応の場所について、住民の方に「別室もご用意できますが、どうされますか」などとお聞きし、ご本人から希望があった場合、個室などのプライバシーが守られる場所で対応することなどについて、事前に検討をしておきましょう。

(5) 他の係への引継ぎ

性的指向や性自認に関する情報は、ご本人の了承が無ければ、引き継いではいけません。どうしても引き継ぎが必要な場合は、「～の理由で引き継いだ方が良いと思うのですが、どうでしょうか？」と、必ずご本人の意向を聞き、了承を得るようにします。

また、一連の手続きで他の係につなぐ場合は、多重確認をしないように工夫します。

施設利用

戸籍上や外見の性別と性自認が異なる方が、性別によって区別される施設（トイレ・更衣室等）を利用する場合、原則として本人の意思を尊重しますが、同時に、他の利用者の心情に配慮する必要もあります。また、本人の意図しないところでのアウティングに繋がらないように配慮することも重要です。

（１）トイレ

性別による区別がなく誰でも利用可能なトイレを設置することが有効です。

ただし、その利用を強制することは、本人に不快な思いを与えてしまうこともあることから、本人への丁寧な説明が必要です。

（２）更衣室

他の利用者との利用時間をずらす、別のスペースを確保するなどの方法が有効です。トイレの利用と同様に丁寧な説明と配慮が必要です。

（３）会議室等

会議室等の貸室を行っている施設は、利用者の性自認・性的指向のみを理由に利用の可否を判断しないようにします。

災害時における対応

災害時には特別な状況となるため、すべてに対応することは困難ですが、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人と同様に、性的マイノリティの方についても、どのような配慮や対応が必要なのか、事前に検討しておくことが必要です。避難所等の対応に当たる場合などにも、性的指向・性自認の多様性を念頭においた当事者への配慮を心がけましょう。

また、防災訓練についても、被災者の中に当事者が一定程度いることを想定し、行うことが望まれます。

困りごと	対応の例
・生理用品、下着、ヒゲソリなど、男女別の物資を受け取りにくい。性別自認や性別表現（見た目）にそった物資をもらいに行ったら、不審がられた。	・周囲に人がいる中で物資を受け取りにくい人に配慮して、相談窓口などを通じて個別に届けられるような仕組みを検討しましょう。
・男女別に設置されたトイレ、更衣室、入浴施設は使えない。性別自認や性別表現（見た目）にそって利用しようとしたら、不審がられた。	・トイレが複数ある場合、男女別のトイレのほか、だれもが使えるユニバーサルトイレを設置したり、更衣室や入浴施設はひとりずつ使える時間帯を設けるなどしましょう。
・相談したいけれど、自分が「セクシュアルマイノリティ」であることを理解したうえで相談に乗ってもらえるか不安。トランスジェンダー女性だが、女性相談をしてよいのか分からない。	・相談サービスについて知らせるチラシの中で「セクシュアルマイノリティ」の相談も歓迎する旨を記載しておく、相談しやすくなります。 ・緊急時に災害地に派遣される可能性のある人たちは、研修などを通じて理解を深めておくことが期待されます。

※参考：「にじいる防災ガイド 2016」

（制作：岩手レインボー・ネットワーク、協力：高知ヘルプデスク）

こども・学校教育に関すること

◇就学前児童への対応

性別違和のある男子のうち、25%が就学前に自覚していたという調査があります。就学前のこどもにとって、人権を保障することはその後の育ちに重要な要素となります。

ジェンダーフリーの観点より「男らしさ」、「女らしさ」を個人に押しつける事のない社会の実現に向けて、こどもたちへの教育に取り組むとともに、性別による固定的な対応をしないように配慮することが求められます。

◇児童・生徒に対する配慮・対応

2016（平成28）年4月に、文部科学省は「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を発出し、教職員の理解を促進する方針を示しています。

児童生徒の中にも性的マイノリティが一定数いることを前提に、学校として先入観をもたず適切に対応する必要があります。さらに、学校と同様に、図書館、放課後子ども教室等の児童生徒が集まる施設の職員にも、正しい理解を促進していくことが必要です。

（1）学校における支援体制

最初に相談を受けた職員だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、支援委員会等を適時開催しながら対応を進めるとともに児童生徒本人が相談しやすい環境を整備することが求められます。

（2）教職員の資質向上

教職員の適切な理解を進める研修等を実施することが有効です。

（3）医療機関や関係機関との連携

医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが必要となります。

職場における対応

誰もが働きやすく、自らの個性や能力を十分に発揮できる職場にするためには、職員ひとりひとりが性的指向や性自認などの性の多様性を理解・尊重し、差別的言動やあらゆるハラスメントのない職場環境づくりに努めることが重要です。

※1 職場には、職員が通常勤務している場所に限らず、出張先や他の事業所、職員の懇親の場等も含む。また、職員間だけではなく、行政サービスの相手方・契約の相手方等に対しても差別的言動・ハラスメントを行ってはいけません。

(1) 性的指向や性自認に関する差別的言動に注意

性的指向や性自認は個人の尊厳に関わる事柄です。性的指向・性自認を揶揄する発言は、重大な人権侵害であることを認識しなければなりません。また、当事者だけではなく、友人や親族に性的マイノリティを持つ人にとっても精神的苦痛となりうることに十分留意してください。

性的指向や性自認について差別的言動を見聞きした際は、職場の構成員として注意を促しましょう。

【当事者が不快に思う言葉の例】

ノーマル・アブノーマル、ホモ、おかま、レズ、おなべ、オネエ、あっち系、男らしく、女らしく

(2) プライバシーの保護・尊重の徹底

当事者から性的指向や性自認についてカミングアウトがされた場合には、当事者が大きな不安を抱え、とても勇気を出して話していることを十分に理解し、肯定的に受け止めましょう。また、具体的な対応を求められた場合は、まずは当事者の意思を尊重し、その対応のために必要な人に伝えて良いか、すでに伝えている人はいるかの確認をしましょう。カミングアウトをするかどうかは個人の意思によるものです。カミングアウトの強制や当事者の承諾も得ずに他人へ暴露すること（アウティング）は、重大な人権侵害ですので絶対にしてはいけません。

(3) ハラスメントに係る相談体制

本町では、「黒潮町職員のハラスメントの防止等に関する指針」及び「黒潮町職員のハラスメントの防止等に関する指針運用要領」により、ハラスメント等に起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対応することとしています。

職員からのハラスメントに関する相談・苦情は、職員の中から任命したハラス

メント相談員及びハラスメント相談窓口（総務課）で受け付け、被害者等が職場において不利益を受けることがないように配慮したうえで、事実関係調査、面談を行い、指導などの必要な措置を講じます。また、相談者、被害者等への解決方法やプライバシーの配慮などの意向について尊重し、アウトティングなどの二次被害にあわないようプライバシー保護を徹底します。

（４）職員の理解の増進

性的マイノリティの方が働きやすい職場環境を作るためには、職員ひとりひとりが性的指向や性自認について基礎的な知識を持つことが重要です。

そのため、こうち人づくり広域連合の研修や職員研修を通じて性的指向や性自認などの知識を深めるよう取り組みます。

（５）人事評価・採用時の対応

・人事評価は、能力の実証や実績で評価するものであり、性的指向や性自認などを理由とした職務内容、異動、昇任等に差別的な評価や制限があってはけません。

・職員等（会計年度任用職員を含む）の採用可否は、仕事の適性や能力を基準として判断するものであり、性的指向や性自認、性別と一致しない容姿、服装等によって採用の可否を判定してはいけません。

・面接時には、性的指向や性自認などの仕事の適正や能力に関係ないところで評価したり、差別的言動によって相手を傷つけてはいけません。

（６）福利厚生制度

休暇や給付などの福利厚生制度については、対象の制度や利用にあたっての要件確認の方法等について、根拠法令との整合性及び国や他の自治体における対応状況等を踏まえながら適時、検討する必要があります。

（７）安全衛生

健康診断については、当事者の希望の医師や実施医療機関で受診ができるよう制度の見直しが望まれます。

医療

性的指向・性自認に基づく困難を抱える人が想定されていない医療機関はいまだ多く、それによって医療機関の受診がためらわれたり、十分な治療を受けることができなかつたりすることがあります。適切な時期に適切な医療を受けられないことは、生命・身体に深刻な影響をおよぼすことにもなりかねません。

(1) 呼び出し

性的指向・性自認に基づく困難を抱える人でも安心して受診可能な体制の整備のために、保険証を出すこと、氏名を呼ばれることへの抵抗感を少なくしていく必要があります。受診時に保険証に記載された戸籍名や性別を明かさなければならず、(トランスジェンダーの方について) 呼び出し等によりアウティングにつながる可能性があります。リスクを避けるために受付での患者の呼び出しを姓のみ、受付番号で行うことを実施するなどの配慮が求められます。その際に、トランスジェンダーの患者さん 1 人だけに異なる対応をすると、より当事者が目立ってしまう場合(例: 他の患者さんはフルネームなのに当事者のみ番号や姓だけで呼ぶ)があるので、呼び出し方法を統一していくなど、事前の準備が必要となります。

(2) プライバシーに関する配慮

初診の際は、問診表に氏名などを記入してもらう病院が多くありますが、備考欄等に『配慮してもらいたいこと』を記載する欄を設けるなど、プライバシーがどのように守れるかについて、性別の視点からも改めて見直すことも重要です。

他には「氏名の呼び出しに配慮しています。配慮の必要な方は窓口申し出てください」等と院内に掲示する方法もあります。

(3) 相談機関

性的指向・性自認に基づく困難を抱えている人が、相談可能な機関を設置し、紹介していくことが必要です。

【人権全般に関すること】 地域住民課 人権啓発係

【こころの相談に関すること】 健康福祉課 保健衛生係
地域住民課 保健センター

こうち男女共同参画センター「ソーレ」

(4) 研修

医療関係者に向けた、性的指向・性自認についての適切な知識の研修を実施していく必要があります。医療関係者自身に性的指向・性自認に基づく困難を抱えている人への差別意識があったり、誤った認識をしていたりする場合、適切な対応をすることができません。また医療従事者だけでなく、受付業務に携わる医療事務等の職員にも参加を求める必要があります。

(5) 病状説明等

患者のパートナーが戸籍上同性である場合、関係性を証明することが難しく、家族と認められないことが多々ありますが、病状説明、緊急手術への同意、終末期の立ち合いにおいて排除されないよう配慮が必要です。同性パートナーへの対応を見直し、患者の親族と同じ扱いを受けられるよう体制を整備することが求められます。同性パートナーへの対応を親族と同等にすることは医療機関にとって不安が伴いますが、「緊急時連絡先カード」、「医療意思表示カード」、「任意後見制度」などによって、事前に患者が同性パートナーの扱いについて意思表示している場合には、その意向を最大限尊重することが大切です。

LGBT に関連のある用語

アセクシュアル	無性愛者 好きになる性を持たない。
ヘテロセクシュアル	異性愛者 ころの性と好きになる性が異なる。
ノンセクシュアル	恋愛感情を持ってても性的欲求を抱かない。
パンセクシュアル	好きになる性が性別にとらわれない。
FTM (トランス男性)	からだの性別が女性で、ころの性別が男性
MTF (トランス女性)	からだの性別が男性で、ころの性別が女性
エックスジェンダー	性自認が男性・女性ではない人 (両性、中性、無性、不定性など多様)
シスジェンダー	からだの性ところの性が同じ。
クエスチョニング	自分の性のあり方が、自分でもわからない。自分の性のあり方を探している途中である。性別を決めたくない。
インターセックス	生物学上の性発達が非典型な場合を指す。医学的には DSD (Disorders of Sex Development) と呼ばれ、性的指向や性自認の悩みとは異なる。
アライ	同盟や支援、協力を意味する英語の ally が語源で、当事者でない人が LGBTQ などの性的マイノリティを理解し、支援するという考えやその考えを持つ人のことをいう。

ワーキンググループメンバー名簿

役割	部署名	職名	氏名
職員・研修に関すること	総務課行政人事係 産業推進室観光係	主事	伊藤翼
庁舎設備に関すること	総務課総務係 情報防災課情報推進係	主幹	小橋正裕
災害時の人権的配慮に関すること	情報防災課南海地震対策係	主幹	秋沢悠
窓口における住民対応に関すること	住民課住基戸籍係	主査	下元汰騎
検査等実施に係ること	地域住民課保健センター	主幹	伊賀未来
学校教育に関すること	教育委員会学校教育係	主幹	松井智絵理
住宅等入居要件に関すること	まちづくり課住宅係	主査	宮川友徳

※部署名が二行になっている箇所については、人事異動の前後の部署を記載しています。

黒潮町職員ハンドブック
2022（令和4）年10月初版
発行 黒潮町
担当 地域住民課人権啓発係
高知県幡多郡黒潮町佐賀 1092 番地 2
TEL 0880-55-3113
FAX 0880-55-3850